

乳幼児製品の遊離ホルムアルデヒド試験ご依頼の際のお願い

昨今、製造物の安全性への関心が高まっており、繊維製品の遊離ホルムアルデヒド試験においても確実な事前チェックが求められています。

このため、遊離ホルムアルデヒド試験（通称ホルマリン試験）においては、厚生省令の基準値を上回るホルムアルデヒドが検出された場合の社会への影響が特に大きいため、試験に関する基本的な条件及び試験結果の解釈について、以下の注意事項をまとめました。

つきましては、下記についてご理解の上、試験のご依頼をお願いいたします。

- 1 提出された製品に使用される全ての材料（ ）から遊離ホルムアルデヒドが溶出しないことを確認するため、材料（ ）ごとの試料採取を原則としますので、製品数より試験点数が多くなります。
（ ）ここでの「材料」とは、製品又は生地等の素材別、色別あるいはプリントの色別等を言う（以後同）。
- 2 提出された製品に使用量が少ない材料があり、その材料単体が試験方法で規定された質量未満の場合は、同一の製品を複数提出していただくことがあります。
- 3 提出された製品に使用量が少ない材料があり、その材料単体が試験方法で規定された質量未満であり、かつ、同一の製品を複数提出が不可能な場合は、他の材料と混ぜて試験を行います。他の材料を混ぜて試験をした場合は、各材料単体に対する遊離ホルムアルデヒドの溶出量の算出が困難であり、混合した全体の材料の結果となります。
- 4 複数の材料を混合した試験結果が合格値であっても、それぞれの材料単体での試験データを確認されることをお勧めします。
- 5 ご希望により、複数の材料を混合した試料による試験を実施した場合、各材料単体に対する溶出量は確認できません。また、それぞれの材料について確認したことにならない場合がありますのでご注意ください。

以上

【参考】

繊維製品に関する遊離ホルムアルデヒドの溶出量の規制は、有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律施行規則（昭和49年9月26日厚生省令第34号）に試験方法及び基準値が定められています。

厚生省令では、「繊維製品のうち、おしめ、おしめカバー、よだれ掛け、下着、寝衣、手袋、くつした、中衣、外衣、帽子、寝具であって、出生後24月以内の乳幼児用のものは、A-A₀の値が0.05以下又は計算により試料1gについてのホルムアルデヒド溶出量が16µg以下でなければならない。」となっています。